

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告を行わない給与所得のみの方などがふるさと納税をした際に、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附金控除の申請を、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって行うことを申請できる制度です。

この制度を利用できる方は、以下の2つの要件に該当する方のみとなります。

- ① 給与所得のみの方などで、確定申告又は市・県民税の申告を行う必要がない方 ※
 - ② ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以下の方
- ※ 給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除、株式などの所得を申告する方は対象外となります。

▶ 制度の申請手続きについて

○ 申請の方法

上記①②の要件に該当し、制度の利用を希望される方は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、番号確認と身元確認のための書類の写しを添付の上、新宮市へ提出してください。※FAX及びメール不可

○ 申請した内容に変更が生じた場合

申告特例制度申請書の提出後に、住所・氏名などに変更があった場合、寄附した翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を新宮市へ提出してください。

○ 申請の完了について

申請書（変更届出書）の提出とふるさと納税の入金を確認後、新宮市より受付書を郵送でお届けします。※受付書は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。

➤ マイナンバーについて

ワンストップ特例制度を利用される場合、【個人番号（マイナンバー）の記入】と【番号確認と身元確認の書類の写しの添付】が必要となります。

番号確認と身元確認のための書類

個人番号カードを持っている場合

番号確認と身元確認のため、個人番号カードの写し（表と裏）を添付

個人番号カードを持っていない場合

番号確認の添付書類と身元確認の添付書類が必要です

番号確認の添付書類

・通知カードの写し又は住民票（マイナンバー付き）の写しなど

身元確認の添付書類

・①また②のいずれか

① 写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

→ 運転免許証の写し、パスポートの写しなど、どれか1点

② 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

→ 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、どれか2点

➤ **ご注意ください**

ワンストップ特例の申請をされた方が、

- 医療費控除の申告などのため、確定申告や住民税申告をした
- 6団体以上にワンストップ特例の申請をした
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出をしていない

※ワンストップ特例の申請後に、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合、寄附した翌年の1月10日までに新宮市に届け出れば特例が適用されます。

これらの場合には、ワンストップ特例を申請しても適用されませんので、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。

送付先・問合せ先

〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号

新宮市役所 企画調整課 TEL 0735-23-3339(直通)